

市原市ごみ集積所取扱要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第 12 条の規定に基づき、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物の集積所（以下「ごみステーション」という。）に関し必要な事項を定め、ごみ収集の円滑な遂行並びに清潔な生活環境を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱で定めるごみステーションとは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（粗大ごみ、一時多量ごみを除く。）の収集場所をいう。

（新設要件）

第 3 条 ごみステーションの新設要件は、次のとおりとする。

- （１）使用戸数が、概ね 30 戸以上となる場合（市原市宅地等開発事業指導要綱によるものを除く。）
- （２）その他、特に市長が必要と認めた場合。

（新設・移動・廃止の申請手続き）

第 4 条 ごみステーションの新設、移動、廃止（以下「新設等」という。）の申請は、次により行うものとする。

- （１）収集開始（廃止）希望日の 3 週間前までに、別紙「ごみステーション（集積所）新設等申請書」により申請するものとする。
- （２）申請者は、原則として町会、自治会（以下「町会等」という。）の長とする。

（ごみステーション用地の選定）

第 5 条 ごみステーションの新設又は移動に際しての当該候補地の選定は、申請者が行うものとする。

2 申請者は、事前に新設又は移動場所の土地所有者等から承諾を得るものとする。

3 ごみステーションの新設又は移動場所は、原則として次に掲げる各号に該当しない場所とする。

- （１）既設のごみステーションから概ね半径 50m 以内の場所。
- （２）道路交通法その他関係法令に抵触する場所。
- （３）排出されたごみの収集、運搬に支障をきたす場所。
- （４）付近の交通に支障をきたす場所。
- （５）その他、特に市長が不相当と認めた場所。

(新設等の可否)

第 6 条 ごみステーション新設等の可否は、現地調査等により本要綱に照らし、市長が決定する。

(ごみステーションの標示)

第 7 条 ごみステーションとなる場所には、市指定の標示板を設置するものとする。ただし、町会等において、標示板を設置する必要を認めない場合はこの限りではない。

(供用開始)

第 8 条 ごみステーションの供用開始日は、市長がこれを指示する。

(使用方法)

第 9 条 ごみステーションの使用方法是、次のとおりとする。

- (1) ごみは、定められた種別毎に分別し、収集日の午前 8 時までには排出するものとする。
- (2) ごみの排出は、袋詰、束縛を施す等、飛散、流出しないよう努めなければならない。

(管理義務)

第 10 条 ごみステーションを使用する町会等は、自らの責任において当該ごみステーションを管理し、常に清潔な状態にするよう努めなければならない。

(行政指導の遵守)

第 11 条 市長は、前条の規定が守られていないごみステーション、その他、特に市長が必要と認めたごみステーションについて、町会等に対し移動、廃止等を指示することができる。

- 2 町会等は、前項の指示がなされたときは、これに従わなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。